

介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所 様

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班

新型コロナウイルスに係る第 24 回介護支援専門員実務研修
「見学実習」の取扱いについて

みだしのことにつきましては、介護支援専門員実務研修「見学実習」を例年 3～4 月頃に実施しているところではありますが、兵庫県内での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実習受け入れ期間を変更し、また、例年よりも長く設けることにいたしました。

なお、「見学実習」の取扱いにつきましては、以下の方法で実施することにいたしましたので、ご留意ください。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いただきながら、実習生の受入れにご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

1. 実習受入期間

令和 4 年 6 月下旬～9 月上旬

2. 受入日数及び時間

2 日以上（10 時間以上）

※これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施要件を緩和していましたが、段階的に「原則」に引き戻していきます。

3. 見学実習の居宅訪問について

見学実習における利用者の居宅訪問は、主任介護支援専門員からの説明を受けることをもって実習に代えることができます。（兵庫県介護支援専門員実務研修実習実施要領第 3 条(2)ウ、エ）

	第 24 回(今回)	第 23 回 (前回)	原則
時 期	6 月下旬～9 月上旬	3 月～7 月	3 月～4 月
受入日数	2 日以上	2 日以上	3 日以上
受入時間	10 時間以上	指定なし	15 時間以上
居宅訪問	無	無	有

4. その他

- ・感染症防止策を行ったうえ実習の実施をお願いいたします。
- ・実務研修者には、「見学実習」のほかに実際のアセスメントを擬似的に体験し、書

類を作成する「ケアプラン作成実習」が課せられています。この実習には、居宅の要介護認定者等の協力が必要ですが、実務研修者が自力で探せない場合は、例年、実習受入事業所からご紹介いただいております。第24回研修では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「ケアプラン作成実習」は福祉人材研修センターでの演習をもって代替することから、ご紹介いただく必要はありません。

【実習受入の手引き等】

兵庫県ホームページ

『実務研修実習受入に係る動画・資料について』

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/1.html>



【県ホームページ QR コード】

【問合せ先】

担 当：高齢政策課 企画調整班

メール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp



【アドレス QR コード】